

株式会社W TOKYO

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社W TOKYOと称し、英文ではW TOKYO Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等工業所有権及び著作権、著作隣接権、商品化権等無体財産権の管理、取得、使用許諾、売買、賃貸並びに利用の研究
2. マーケティングプロモーションの企画及び制作並びに広告代理店業
3. WEBメディア・サービス・アプリの企画制作、運営
4. 商品の企画、開発、設計、製造、販売並びに輸出入
5. インターネットを利用した広告代理店業
6. ゲームの企画、制作、販売、配信並びに輸出入
7. 映像コンテンツ及び音楽・出版物の企画、制作、販売、配信、輸出入
8. イベント、演劇、演芸、映画、コンサート、その他各種イベントの企画、運営、実施
9. アフィリエイトサービスの運営
10. タレント及びアーティストのマネジメント並びにプロモート業務
11. インターネット、ケーブルテレビ、通信衛星などの通信手段を利用した音、映像などの番組供給事業
12. 映像・音楽及びインターネットビジネスにおけるコンサルティング業務
13. 映画、音楽、テレビ及びインターネット番組制作及び出版への投資業
14. 音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発、コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画、製作
15. 通信販売業
16. クレジットカード業、その他の金融業
17. コンピュータの利用による各種情報の収集、分析、処理、提供サービス業
18. 飲食店、美容サロンの経営及びフランチャイズシステムによる加盟店の募集、指導並びにこれらの会員権の販売
19. ファンドの組成及び運用・管理

- 20. 不動産の賃貸、管理
- 21. 暗号資産の売買、保有、投資、運用
- 22. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9,800,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

- 2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第18条 当社の取締役は7名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令及び定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上

1. 平成 27 年 6 月 25 日制定
2. 平成 29 年 1 月 1 日改訂
3. 平成 29 年 3 月 8 日改訂
4. 平成 29 年 9 月 28 日改訂
5. 平成 30 年 4 月 27 日改訂
6. 令和元年 6 月 17 日改訂
7. 令和 5 年（2023 年） 3 月 3 日改訂
8. 令和 5 年（2023 年） 3 月 7 日附則削除
9. 令和 5 年（2023 年） 6 月 19 日附則削除
10. 令和 7 年（2025 年） 9 月 26 日改訂